

会報

2025年1月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「在職老齢年金」です。

人生100年時代になって、高齢になっても働き続けている人が増えています。総務省の統計によりますと、2020年の時点で、65～69歳で働いている人の割合は49.6%、70歳以上は17.7%だそうです。日本経済にとっても、この人手不足の時代に、今や重要な労働供給源になっているといえます。

そんな中で、働き過ぎると減らされる心配があるのが年金です。これは在職老齢年金制度と呼ばれています。在職老齢年金は、厚生年金保険の被保険者が、就労による収入と年金受給額の合計が一定の額を超えると、年金の一部または全部が支給停止となるというものです。

まず、総報酬月額相当額を算出します。

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{その月の標準報酬月額} + \text{その月以前の1年間の標準賞与額}}{12}$$

となります。そして、支給停止額は次のようになります。

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{年金の基本月額} - \text{支給停止調整額}50\text{万円}) \times 1/2}{}$$

(支給停止調整額の50万円は2024年度の額で、毎年変わります)

具体例で見てみます。

例えば、標準報酬月額が30万円、年間の賞与が120万円である人の、本来の年金が月額20万円だとします。

$$\text{総報酬月額相当額} = 30\text{万円} + 120\text{万円} \div 12 = 40\text{万円}$$

となります。そうすると、

$$\text{支給停止額} = (40\text{万円} + 20\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 5\text{万円}$$

となります。結局、年金の月額は、

$$20\text{万円} - 5\text{万円} = 15\text{万円に減らされることとなります。}$$

では、なぜこのような制度になっているのでしょうか。年金制度は、現役世代からの保険料をもとに給付を行う仕組みで運営されています。一定以上の収入がある場合に年金を調整することで、年金財政の負担を軽減し、現役世代も将来安心して年金が受け取れるように制度の持続可能性を高めることに狙いがあると言われています。年金制度自体が破綻のリスクを抱えてしまうと、現役世代は年金保険料を払わなくなってしまう制度自体が維持できなくなりますので、高齢世代で高い収入を得ている人は相応の負担を我慢しなければならないということのようです。